

庄原市創業サポート補助金のご案内

市内での創業及び第二創業を拡大させ、市内経済の活性化を図るための補助金制度です。

※第二創業とは

既に事業を営んでいる事業者及びその後継者等が、業態転換又は既に営んでいる事業と異なる事業を始めること

1 対象者

次の表に掲げる日本標準産業分類に示す業種（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業を除く。）を営もうとする者であり、（1）または（2）のいずれかに該当するもの

大分類	中分類	小分類
卸売業、小売業	全て	全て
宿泊業、飲食サービス業	全て	全て
生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	全て
	79 その他生活関連サービス業	793 衣服裁縫修理業
	80 娯楽業	全て
教育、学習支援業	82 その他の教育、学習支援業	823 学習塾 824 教養・技能教授業
医療・福祉業	83 医療業	全て

- （1） 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、市内に本店を有する法人又は個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの
- （2） 市内に住所を有する者で、産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 25 項の規定による特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されたもの

※次に掲げる方は補助の対象とはなりません。

- （1） 同一の事業に対して、国、県、その他の機関から同様の補助金を受けている者
- （2） 市税を滞納している者
- （3） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

2 補助対象事業

(1) 店舗等設置費補助事業

事業内容	創業又は第二創業する際に必要な店舗等の取得、新設又は改装に係る費用を補助（改装する部分を倉庫及び住居として使用する場合を除く）
対象経費	ア 店舗等の取得又は店舗等の新設に係る経費 イ 店舗等の改装（天井、壁、床、塗装、サイン、電気及び給排水工事を主なものとするもの）に係る経費 ウ 店舗等と一体となって使用する設備（厨房・冷暖房）の設置経費
補助金額	補助対象経費の3分の1以内の額 限度額 ・店舗等の改装のみの場合は100万円 ・店舗等を取得又は新設する場合は200万円
備考	店舗等の新設及び改装は、市内店舗等設置事業者に委託するものに限る

(2) 店舗等借上料補助事業

事業内容	創業又は第二創業をする際に必要な店舗等の借上料を、2年間で限度に補助 （借上げた店舗等が本人又は親族（2親等以内の血族をいう。）の所有である場合を除く。）
対象経費	店舗等の借上料
補助金額	補助対象経費の2分の1以内 限度額：月額4万円

(3) 市場調査費補助事業

事業内容	国の補助金等を受けるために作成する事業計画に係る市場調査費を補助
対象経費	市場調査の外部委託に係る経費
補助金額	補助対象経費の3分の1以内 限度額：50万円

※申請状況により予算額を超えてしまうと、申請額どおり補助できない場合があることをご承知ください。

3 申請期限

平成29年7月31日（月）→ **平成29年9月29日（金）まで延長します。**

※提出された書類を審査会で審査後、申請者に通知します。

■詳しくはこちらにお問い合わせください

庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係
電話：0824-73-1178

庄原市創業サポート補助金の申請までの流れ

■創業しようとする業種が補助金の対象となる方
別紙チラシ「庄原市創業サポート補助金のご案内」を参照

■個人で創業される方
・市内に住所を有するもの

■中小企業の方が創業（第二創業）する場合
・市内に本店を有する法人
・個人事業主として市内に住所を有し主たる事業所を市内に置くもの

Q.産業競争力強化法第2条第25項の規定による特定創業支援事業を受け、市区町村から証明書を発行されていますか？

↓ いいえ

はい

①特定創業支援事業を受ける（詳しくは裏面参照）

創業支援事業者	主な支援内容	特定創業支援事業について、 習得できるノウハウ			
		経営	財務	人材育成	販路開拓
庄原商工会議所 備北商工会 東城町商工会	・事業計画書の作成に係るアドバイス ・経営、財務指導、支援制度等に関する アドバイス	○	○		
公益財団法人ひろしま産業振興機構	・創業セミナーの実施 ・創業マネージャーによる相談 ・創業サポーターによる専門アドバイス	○	○	○	○
株式会社広島銀行 広島みどり信用金庫	・資金調達支援（融資相談） ・事業計画書の作成に係るアドバイス	○	○		
株式会社日本政策金融公庫（広島支店）		○	○		○
株式会社中国銀行		○	○		
しまなみ信用金庫		○	○		
株式会社もみじ銀行		○	○		

各創業支援事業者が実施する支援で、1か月以上にわたり4回以上継続的に相談等を受け、経営、財務、人材育成、販路開拓に関するノウハウを習得させる指導を受けたことが報告書等で確認できた者を「特定創業支援事業」を受けたこととしています。

②市役所 商工観光課へ「証明に関する申請書」を提出
③証明書の発行を受ける

■平成29年9月29日までに「庄原市創業サポート補助金」に申請
（申請書、事業計画書、収支予算書、その他必要な書類）

■審査会を経て、補助金の採択が決定

特定創業支援事業を受ける

①相談や支援を受けたい創業支援事業者に連絡

- ・庄原市創業支援事業計画に係る特定創業支援事業を受けたい旨を伝える)

②特定創業支援事業となっている指導やセミナー等を受ける

- ・合計で4回以上かつ、最初の支援事業と最後の支援事業が1ヶ月以上にわたるよう受ける必要があります。
- ・「経営」、「財務」、「人材育成」、「販路開拓」のノウハウをすべて習得できるように受ける必要があります。
- ・証明書発行の際に、特定創業支援事業を受けた確認が確実にできるよう、創業支援事業者に対して、氏名、住所、電話番号、店舗名（予定でも可）を正確にお伝えください。

※各ノウハウについて

- 経 営： 経営全般、経営理念、経営戦略、事業計画書作成等に関すること
- 財 務： 財務、会計、経理、税務、資金調達等に関すること
- 人材育成： 従業員雇用、人材確保、労務管理、従業員のキャリアアップ等に関すること
- 販路開拓： マーケティング、店舗演出、販売促進、商品開発、ビジネスフェア等に関すること

創業支援事業者	住所、連絡先
■庄原商工会議所	住 所：広島県庄原市東本町 1-2-22 連絡先：0824-72-2121
■備北商工会	住 所：広島県庄原市西城町西城 197-3 連絡先：0824-82-2904
■東城町商工会	住 所：広島県庄原市東城町川東 1175 連絡先：08477-2-0525
■公益財団法人ひろしま産業振興機構	住 所：広島県広島市中区千田町 3-7-47 連絡先：082-240-7702
■株式会社広島銀行（法人営業部金融サービス室） （※庄原支店：0824-72-2117）	住 所：広島県広島市中区紙屋町 1-3-8 連絡先：082-504-3861
■広島みどり信用金庫 本店	住 所：広島県庄原市西本町 3-1-8 連絡先：0824-72-1151
■株式会社日本政策金融公庫 広島支店	住 所：広島県広島市中区紙屋町 1-2-22 連絡先：082-244-2247
■株式会社中国銀行（東城支店）	住 所：広島県庄原市東城町川東 1340-1 連絡先：08477-2-2172
■しまなみ信用金庫（営業統括部 営業支援室） （※東城支店：08477-2-2131）	住 所：広島県三原市港町 1-8-1 連絡先：0848-62-7113
■株式会社もみじ銀行（地域振興部） （※三次支店：0824-62-3157）	住 所：広島県広島市中区胡町 1-24 連絡先：082-241-3022

問合せ 庄原市 企画振興部 商工観光課 商工振興係
住 所 広島県庄原市中本町 1-10-1
連絡先 0824-73-1178